

11の7 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請1件につき次の表に掲げる額

		区分	手数料の額	
建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請	市長が定める機関が交した建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第36条第1項に定める基準に適合すると証する書を添付する場合	一戸建ての住宅	5,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	5,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円
			申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	29,000円
			申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	49,000円
			申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	88,000円
			申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	139,000円
			申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	176,000円
			申請戸数が301戸以上のもの	188,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	88,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	139,000円

	の		
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	176,000円	
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	220,000円	
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円	
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	88,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	139,000円	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	176,000円	
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	220,000円	
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円

		床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	88,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	139,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	176,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	220,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては37,000円、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては18,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては37,000円、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては18,000円

申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては75,000円、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては35,000円
申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては106,000円、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては51,000円
申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては150,000円、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては75,000円
申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては215,000円、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては112,000円
申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては309,000円、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては171,000円

	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては418,000円、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては243,000円
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては549,000円、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては315,000円
	申請戸数が301戸以上のもの	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては644,000円、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては358,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	120,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	308,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	396,000円

	の	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	473,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	551,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては265,000円、省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査にあつては93,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては422,000円、省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査にあつては156,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては601,000円、省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査にあつては253,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては737,000円、省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査にあつては330,000円

	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては869,000円、省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査にあつては397,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては992,000円、省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査にあつては465,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては265,000円、省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査にあつては93,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては422,000円、省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査にあつては156,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては601,000円、省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査にあつては253,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては737,000円、省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査にあつては330,000円

		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては869,000円、省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査にあつては397,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては992,000円、省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査にあつては465,000円